

アレンジライフ倶楽部のご案内

当社は創業以来、税理士・経営コンサルタント様の顧問先の「事業再生案件」「任意売却案件」「相続不動産案件」に関わる問題解決ならびに時代を見据えた不動産コンサルティングを行っています。本業のほか相続関連、不動産関連の相談を受け、業務拡大になったと好評を得ています。

なお、ご紹介により不動産の仲介が行われた場合に、ご紹介いただいた方に対し紹介謝礼をお支払いするサービスもございますので、職務的に可能な方は謝礼に関する詳細は別紙をご覧ください。

当社が顧問先のお一人でも、一社でも多くのお役に立てることができれば幸いです。

サービス内容

<不動産調査書の作成>

事業再生時、相続対策時、不動産購入時、不動産売却時の不動産調査業務です。主に、行政調査による法的問題、法務局調査による権利問題、現地調査による現況問題を行いながら、ご所有者様の所有している権利書や境界確認書、建築確認書などのチェックを行います。また、建物についての専門調査を別途ご依頼いただく場合は、弊社グループの一級建築士事務所が対応いたします。なお、調査費用は、住宅1物件30,000円を基本に個別見積もりをさせていただきます。

<任意売却・通常仲介業務>

事業再生、リストラ等でローンが滞っている方の不動産売却仲介を行います。住宅の条件によっては、売却後に賃貸契約を結び、そのまま住み続けることも可能です。

<不動産相続対策>

不動産調査書を作成後、相続計画・事業承継計画を行います。

<認知症事前対策>

不動産所有者や株主が認知症になってしまいますと、契約行為などができなくなります。不動産相続対策に加え、認知症に備える不動産承継、事業承継計画を行います。

※費用については物件数や物件内容により変動しますので個別見積もりとさせていただきます。

※業務推進にあたり、各問題に精通した税理士・司法書士・弁護士等と提携しております。自社で対応できない場合も安心してご相談ください。

建物や不動産の悩みをお聞きし、調査・問題発見・改善計画・実行を行う

私たちは、建築・不動産の財産パートナーです

株式会社 アレンジライフ

住 所：埼玉県朝霞市西原 2-8-10-406

電 話：048-486-4811 FAX：048-486-4833

URL： <http://arrange-life.com> E-mail： info2@arrange-life.com